

様式第2号（第5条関係）

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○久喜市上下水道事業運営審議会委員委嘱式

司会（川口課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
私は、本日の司会・進行を務めさせていただきます、上下水道経営課長の川口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 委嘱書交付

司会（川口課長）

これより久喜市上下水道事業運営審議会委員の委嘱式を執り行いたいと思います。
お手元の名簿順に、貴志市長から委員の皆様へ委嘱書の交付をさせていただきますので、お名前を呼ばれた方は、その場にてご起立願います。

《市長から一人ひとりに委嘱書を交付》

司会（川口課長）

ありがとうございました。以上、15名の皆様へ委員をお願いすることになりました。
任期につきましては、令和8年8月21日から令和10年8月20日となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、初めての会議となりますので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。名簿順でお願いしたいと思います。

それでは、はじめに伊藤委員、お願いいたします。

《委員の自己紹介》

司会（川口課長）

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

《事務局職員の自己紹介》

司会（川口課長）

どうぞよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして、委嘱式を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○令和８年度第１回久喜市上下水道事業運営審議会

１ 開会

司会（川口課長）

それでは、ただいまから、令和８年度第１回久喜市上下水道事業運営審議会を開会いたします。

開会に先立ち、皆様にご了承いただきたいことがございます。本審議会においては、会議録作成のため、審議の様子録音や写真撮影をさせていただきますこと、ご了承いただきたいと思います。

また、この会議は、「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には受け入れるものでございます。その場合において、お配りした傍聴要領のとおり取扱うこととし、傍聴者には会議資料を配布し、または閲覧できるようにしております。

なお、本日は委員数１５人に対しまして、出席者１５人でございますので、久喜市上下水道事業運営審議会条例第５条に規定されている会議の開催要件を満たして

いることを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

司会（川口課長）

それでは、開会にあたりまして、貴志市長よりご挨拶を申し上げます。

貴志市長

皆様改めましておはようございます。久喜市長の貴志信智でございます。

昨今、新聞やテレビなどで報道がありましたとおり、久喜市の方で久喜市財政緊急対策・再建宣言というのを発出いたしました。

この宣言の趣旨ですが、大まかなところで申し上げますと、物価高騰の影響と大型の建設事業が短期間に集中していることによって、久喜市の貯金であります財政調整基金が 2030 年には尽きることが見込まれたというのが原因でございます。

その物価高騰の影響が特に深刻でございまして、特に新ごみ処理施設について、20 年間の運営費も込みで、契約時点で 422 億円だったものが、物価高騰の影響を受けて、36 億円プラスというのはすでに議決をされております。36 億円はすでに決まりましたが、その他にまだ足りない物価高騰の影響ということで、もう 20 億円の金額が精査されているところです。これは確定前でございます。

その他諸々の公共工事も同じように影響を受けておりますので、久喜市の財政が今非常に大変な状況にあります。

それに加えて公共施設個別施設計画というのがございまして、久喜市の公共施設をこれからどのように運営していくのかという計画になりますが、これに関しても第一期から第四期と期間を区切っておりますが、第二期にあたる 2030 年から 2038 年の出費が突出して多いです。こういったことを考えると久喜市の財政というのは非常に厳しい状況にあります。

これまで説明したものは、いわゆる地上にあるもの、目に見えるものです。とこ

ろがやはり生活の中で、非常に重要なのは今日ご審議いただく上下水道です。

地下に埋まっているインフラの更新というのも、これまでも維持管理をしてきましたが、これからはやはりその更新の時期、そして老朽化の時期を迎えます。

そういった要因に加えまして、外的要因として、上下水道に関しましては、県水単価といって、県から買っている水の単価が引き上げられます。そして、今後は更に、県流域下水道の維持管理負担金の改定などの予定もございます。上物はもちろんですが、目に見えないところのインフラは、しっかりと維持管理をしていかなければいけません。昨年ですと、埼玉県では下水道に絡む陥没の事故も起こっております。そういった事例も踏まえますと、この上下水道の部分というのは最も重要なところでございます。そういった中で本日、委員の皆様にご参集をいただいたところでございます。

委員の皆様におかれましては、豊富な経験や優れた見識と多角的な視点から、後程諮問させていただきます水道料金及び下水道使用料のあり方等について、自由闊達な意見交換及び建設的な議論のもと、ご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞ2年間よろしくお願いします。

司会（川口課長）

ありがとうございました。

3 会長・副会長の選出

司会（川口課長）

続きまして、会長・副会長の選出に入りたいと思います。審議会条例第5条の規定により、委員委嘱後の最初の会議は市長が招集することとなっておりますことから、会長・副会長が選出されるまでの間、市長を仮議長として、会議を進めてまいりたいと存じます。貴志市長よろしくお願いします。

仮議長（貴志市長）

それでは、会長、副会長を選出するまでの間、暫時、私の方で仮議長を努めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。本審議会では、審議会条例第5条の規定により、会長及び副会長をそれぞれ一人、委員の互選により定めることとなっております。会長、副会長の選出について、ご意見がございましたら、お願いいたします。

中山委員

学識経験が非常に豊富な岡村先生に会長をお願いしてはいかがかと思っております。副会長には、下水道・農業集落排水事業運営審議会としての経験がございます、木村委員が適任かと思っております。

仮議長（貴志市長）

はい。ありがとうございます。会長は岡村委員、副会長は木村委員という意見がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

《異議なしとの声あり》

仮議長（貴志市長）

ご異議が無いようですので、会長は岡村委員、副会長は木村委員をお願いいたします。会長、副会長が選出されましたので、これをもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力いただきまして、ありがとうございます。

司会（川口課長）

ありがとうございます。

4 会長・副会長あいさつ

司会（川口課長）

それでは、会長、副会長が決まりましたところで、就任のご挨拶をいただきたい
と思います。はじめに岡村会長、よろしくお願いいたします。

岡村会長

ただいまご承認いただきました岡村です。会長の役割としまして、審議委員の皆様が
闊達に意見を出せるよう、公正かつ円滑な議事運営を心がけるつもりです。市長より
諮問内容が示されると思いますが、皆様方と慎重な議論を重ねて、答申に結びつけたい
と考えております。どうぞこの任期中、ご協力をお願いいたします。

司会（川口課長）

ありがとうございました。続きまして、木村副会長、お願いいたします。

木村副会長

先ほどご承認いただきました、副会長を拝命しました木村と申します。2年間という
長期間ですけれども、岡村会長を補佐しながら、この審議会がよりよいものになっていく
ということを願ひまして、務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

5 諮問

司会（川口課長）

ありがとうございました。会長、副会長が決まりましたので、ここで、貴志市長
から岡村会長へ諮問を行いたいと思います。

市長より諮問書をお渡ししますので、岡村会長、前へお願いいたします。

《貴志市長から岡村会長へ諮問書の手交》

司会（川口課長）

ありがとうございました。大変恐縮ではございますが、貴志市長につきましては、他の公務がございます関係で、ここで退席とさせていただきます。

《市長退席》

司会（川口課長）

ここで議事に入ります前に、席の準備をさせていただきます。準備が整いますまで、暫時、休憩とさせていただきます。

《休憩・再開》

司会（川口課長）

それでは、再開いたします。これより議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、審議会条例第5条の規定により、岡村会長にお願いしたいと思っております。岡村会長、お願いいたします。

議長（岡村会長）

それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。議事が円滑に進行しますよう、委員の皆様には特段のご協力をお願いいたします。

議題に入ります前に、事務局より、会議の進め方等について、説明をお願いいたします。

事務局（川口課長）

それでは、議事に入ります前に何点かご説明いたします。

はじめに、今回諮問している内容につきましては、試算や資料作成などの算定業務を、水道につきましては株式会社東洋設計事務所、下水道につきましては地方共同法人日本下水道事業団へ業務委託を行っており、本日同席いただいております。

次に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日の資料といたしましては、

「令和８年度第１回久喜市上下水道事業運営審議会次第」

「久喜市上下水道事業運営審議会委員名簿」

「久喜市上下水道事業運営審議会条例」

「傍聴要領」

「諮問書の写し」

「資料１ 適正な下水道使用料について」

「資料２ 久喜市水道事業経営戦略（案）」

「資料３ 財政シミュレーション（料金改定あり）」

「資料４ 水道料金比較表」

なお、次第、資料１、資料２については、事前に送付させていただいております。以上でございますが、不足等はありませんでしょうか。

《不足なし》

事務局（川口課長）

次に、会議録の作成についてご説明いたします。会議録につきましては、全文記録方式、もしくはできる限り全文記録方式に近い形で作成させていただき、作成後、１か月以内を目処に、閲覧できるようにします。また、会議録作成システムを使用しておりますので、発言の際はマイクを通して発言していただくよう、ご協力

をお願いいたします。

会議録の確認等につきましては、会議録の原案を作成後、岡村会長に一任してご確認いただき、ご署名をもって確定とさせていただきたいと思います。

次に、委員名簿の取扱いについての説明でございます。久喜市では、会議録の公開に合わせて、委員名簿も公開しておりますことから、本日配布いたしました委員名簿の内容で、市ホームページ等に公開したいと考えております。また、市ホームページ等での公開とは別に、公職者名簿というものを作成しており、こちらに掲載する内容につきましては、氏名、公職名、任期のみを掲載することとし、住所と電話番号については掲載しないという取扱いとさせていただきます。

以上でございます。

議長（岡村会長）

ありがとうございました。事務局から確認及び提案がございました。

「会議録はできる限り全文記録方式に近い形で作成すること」、

「会議録は事務局が作成後、内容の確認を会長の私に一任いただき、署名をもって確定すること」、

「市ホームページで公表する委員名簿については、お手元にある名簿のような形式で公表すること」、

「公職者名簿の記載方法は、住所、電話番号欄は空白とすること」、

ということでございます。この件につきまして、皆様方から何かご質問あるいはご意見等はございますか。

《意見なし》

議長（岡村会長）

なければ、以上のような提案を了承していただけるということで決定させていた

だきます。

6 議題

(1) 適正な下水道使用料について

議長（岡村会長）

それでは、議題に入らせていただきます。次第の6、議題（1）適正な下水道使用料について、事務局より説明をお願いします。

事務局（石川課長補佐兼係長）

《事務局より説明》

議長（岡村会長）

ありがとうございました。適正な下水道使用料について、事務局から説明いただきました。皆様方からご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。小柳委員お願いいたします。

小柳委員

ご説明ありがとうございました。私は下水道のほうはあまり詳しくないので、基本的なところを教えていただきたいのですが、公共下水道と農業集落排水というのは会計が別になっているのですか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

久喜市は下水道事業として、1つの企業会計を持っております。その中で、セグメントごとに、さらに細かく公共下水道事業と農業集落排水事業それぞれで経理をしております。ただ、公営企業会計としては、下水道事業ということで一本化しております。

小柳委員

そうすると農業集落排水の方も一般会計からの基準外繰入とか基準内繰入は適用されるという考えでいいですか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

はい、おっしゃる通りでございます。先ほど基準外繰入金の額を申し上げましたが、そちらは公共下水道と農業集落排水を合わせた合計額を申し上げさせていただきました。基準内繰入金、基準外繰入金を計算するにあたって、公共下水道、農業集落排水ごとにそれぞれ計算をした上で、一般会計の方から繰入金という形でお金をもらっております。

小柳委員

最後に農集のほうですけど、全部で15くらい地域があったと思いますが、基本的に料金は全部一緒という考え方でいいですか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

はい。現在の農業集落排水は15地区すべて同一料金となっております。

小柳委員

わかりました。ありがとうございました。

議長（岡村会長）

その他質問等ございますか。藤村委員どうぞ。

藤村委員

説明ありがとうございます。16ページで経営原則の話が出ました。この3番目の雨水公費・汚水私費の原則の中で確認させていただきたいのが、久喜市の場合、今、合流と分流の割合はどれくらいでしょうか。まだ、完全分流じゃないですよね。

事務局（石川課長補佐兼係長）

現在もまだ合流地区も残っております。久喜市の場合は、建設当初の久喜市内のほぼ中央にある本町などに合流管が残っております。

藤村委員

その辺の解消も課題かと思いますが、なかなかコストがかかるので、すぐにはできないと思いますが、進めていける範囲で進めていただければと思います。

議長（岡村会長）

はい、それでは小杉委員どうぞ。

小杉委員

ありがとうございます。小杉と申します。今まで出席してないので経過がわからないので確認ですが、農業集落排水事業を、今度は公共下水道事業のほうに接続するという計画になっていますが、公共下水に接続したほうが今後のことも含めて安いという試算でしたのか、それとも国のほうで推進している合併浄化槽にして、公共下水道にも接続しないという試算でしたのか。各々の家で合併浄化槽が埋められるかどうかって問題もありますけど。人口が減少していく中で、公共下水道に接続することによって、管が長くなり、維持費が高くなるわけですよね。そうすると経費が増えるという形になります。それよりも、この計画を立てたときに、公共下水

道に接続したほうが先行きの維持費が少なくなり、料金も安くなるという試算がなされているのか。公共下水道に接続したときに、一時的には農業集落排水の方々が安くなるのかもしれませんが、先行き高くなる可能性というのはないのかどうか。その辺の検討がなされたのかどうかということをお聞きしたいです。

議長（岡村会長）

事務局から回答をお願いします。

事務局（宮浦課長補佐兼係長）

公共下水道に接続した場合、料金のことは考慮せずに、維持管理費がどのくらい削減できるかというような試算を実施しております。令和8年度に接続いたしました北青柳地区と塚田地区につきましては、北青柳地区については約2,000万円、塚田地区については約400万円の経費が削減できたという試算となっており、こちらは効果があったと考えております。先ほどおっしゃったような今後の使用料の動向ということに関しては、これからの話ということになりますので、まずは経費のみの試算で考えております。

小杉委員

要するに何億円も差がなかったということですよ。市役所の予算からすると微々たるものかもしれません。私が調べたところ、公共下水道作るのに1キロ作るのに2億ぐらいかかると聞きましたが、その費用を合併浄化槽への転換の補助金として出して各々でやっていただければその分の維持費はかからないわけです。その計算が令和4年度に計画を立てたときにしているのか、していないようであれば、接続が令和32年度までなので、方向転換という形でしていただければ。農業集落排水は人口減少地域ですので、どんどん排出する量が少なくなっているのにも関わらず、維持費用はかかるわけです。それであれば個々で合併浄化槽にしていた

だいて、作るときは大変で、維持管理もありますけど、下水道使用料はかからないので、利用者にとっても、市民全体にとっても有利な気がします。私は計算していませんのでわかりませんが、先行き令和3年度までの計画なので、方向転換も含めて今後検討していただければと思います。合併浄化槽については検討しているのかどうかということをお聞きします。

議長（岡村会長）

ただいまの小杉委員のご提案について、ご回答をお願いします。

事務局（小森谷課長）

まず農業集落排水の整備ですが、整備は100パーセント終わっているところがございます。今やっているのは維持管理のみという形になりまして、維持管理にしましては個々に処理場で行っており、更新費用などの非常に多額の経費がかかるということになります。経費をどう削減すればいいかということを考えたときに、公共下水道に切り替えることにより、維持管理費と更新に係る多額の経費が削減できるということを見込みまして、公共下水道に切り替えることを判断させていただきました。

そのときに合併浄化槽への切り替えを検討したかということ、やはりもうすでに集落排水として処理を始めている中で、使用者としては公共下水道と同じような設備から合併浄化槽への切り替えということは、今後、個人で管理することになりますので、そのあたりは難しいと考え、現在のところは検討しておりません。ただし、今後の公共下水道と農業集落排水のあり方の中では、そのような検討もせざるを得ないと考えております。

小杉委員

あと1点。経費のお話がありましたけど、処理費用以外に新規建設の費用という

のがあると考えてよろしいでしょうか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

おっしゃる通りでございます。今、使用料で賄うべき費用というのは基本的にもう整備が終わったものに対する維持管理をする費用になります。それ以外の部分といたしましては、久喜市の場合は計画区域内に未整備区域がございますので、新規整備を毎年行っております。基本的に下水道事業の場合は、新規整備については企業債の借入と国からの補助金等を活用しまして、工事費の支払いを行っております。実際の市の負担としましては、将来的な平準化というものを図っておりますので、使用料で賄うべきものについては維持管理に係る部分ということになっております。

小杉委員

ただ現実的には新規建設の費用は、先行き下水道使用料に勘案されると考えてよろしいでしょうか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

おっしゃる通りでございます。毎年度の借入は、翌年度以降に返済が発生し、返済額についても資本費に算入されております。公営企業会計においては、減価償却費や国庫補助金・受益者負担金等の収益化なども細かく見ながら、使用料の算定を実施しております。

小杉委員

新規建設のことが触れられていないのでご質問いたしました。実際には下水道使用料の中に新規建設費というものも先行き含まれていくので、新規の建設はある程度抑えられるものは抑えていく、市街化調整区域は合併浄化槽にさせていただく

ど、方向転換をしていかないと、距離が伸びていき、古いものは更新して、新しいものができてという悪循環になってしまうので、管渠のキロ数をどう最適化していくかということを再検討していただかないと、どんどん拡大していけば拡大していくほど問題があると思います。ただ、使用者が減ることで、水が入ってこないとその分処理経費の単価が高くなるという逆の問題もあると思いますけど、その辺を先行きという形で、見直しをしていただくということと、建設費用についても料金に関係あるので、次回ご説明いただければと思います。

議長（岡村会長）

小杉委員のご提案について、次回以降ご報告いただければ幸いです。伊藤委員どうぞ。

伊藤委員

長年の疑問だったのですが、下水道について、各家庭からトイレだとか台所の水が下水管に流れて、処理施設まで行くまでの流れは、高低差による自然の流れなのか、それともポンプで加圧するのか。

議長（岡村会長）

ただいまの質問に、事務局からご回答をお願いいたします。

事務局（宮浦課長補佐兼係長）

基本的には地中に埋設されております下水管に勾配をつけて、自然流下によって下水を流していくということになりますが、そうしますとどんどん深くなっていてしまいますので、それ以上深くできない場合は、加圧ポンプをつけて、一旦水を引き上げて、また自然流下で流して、最終的に処理場に繋いでいくという流れになっております。

伊藤委員

つまり各ステーションに加圧ポンプがあるということですか。

事務局（小森谷課長）

ポンプに関しましては、先ほど申し上げた通り、下水道は自然流下で高いところから低いところへ水を流していくというような形になります。その中でどんどん低くなり深くなりますが、１０メートル２０メートル深くすることはできませんので、そうした場合にはある程度の深さになったところで、加圧ポンプで引き上げるということです。深くなると、工事費用がかかってしまうというときにはポンプで引き上げて、また自然流下で流していき、それを繰り返して、処理場まで水を持っていくということです。

伊藤委員

もう一点ですけど、桜田４丁目の弦代公園に処理施設みたいなのがありますけど、この図には載っていませんけど、どのような役割ですか。

事務局（小森谷課長）

弦代公園にある施設につきましては、雨水ポンプ場となっております。弦代公園の池の水位が上がった場合に、そのポンプ場から中川に圧送することとなっております。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。それでは、議題（２）に入る前に、ここで休憩とさせていただきます。

《休憩・再開》

(2) 久喜市水道事業経営戦略(案)について

議長(岡村会長)

再開いたします。それでは、議題(2)久喜市水道事業経営戦略(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局(武井課長補佐兼係長)

《事務局より説明》

議長(岡村会長)

ありがとうございます。議題2の久喜市水道事業経営戦略案について事務局からご説明いただきました。この点につきまして皆様からのお気づきの点ないしは意見も含めましてございましたら、挙手をお願いいたします。木村委員をお願いします。

木村委員

何点かお願いします。県水が96.6パーセントで、地下水がいくらか使っているのですが、先ほどの下水道もそうですが、下水道という維持管理負担金と水道という県水など、県の単価に振り回されているという感じになっています。維持管理負担金の改定、県水の改定となると、改定のたびに料金を改定しなければならないのかと思いますけど、地下水を使用してはいけないというのはあるのでしょうか。県の企業局も商売ですから水を売らないといけないのですが、吉羽浄水場だけ地下水を使っていて、他の浄水場はもう地下水は汲み上げられない状態になっているのでしょうか。

議長(岡村会長)

事務局から回答をお願いいたします。

事務局（菊池課長補佐兼係長）

地下水についてですが、合併後に策定した前回ビジョンにおいて、今後地下水を利用したほうがいいのか、県水に切り替えていったほうがいいのかという検討がございました。その中で、地下水を使っていくということは、設備の更新や井戸の掘り直しなどの工事が必要になり、約４０億円の費用がかかるということになりました。そのため、地下水をやめて、県水を購入し、その費用を削減するということになりました。久喜市の地下水は鉄やマンガンが多く、消毒に使っている塩素の使用も多くなっていましたが、県水を購入するようになってからは、ほとんど追加の塩素を使用せずに、そのまま配水することができています。吉羽浄水場以外は県水を買って、そのまま配水しているという状況のため、県水の割合が高く、ほぼ１００パーセントに近い状況となっています。

木村委員

そのうち１００パーセントになるということですね。そのうち吉羽浄水場の井戸も更新が必要になっていきますからね。

議長（岡村会長）

その他に質問はございますか。小杉委員どうぞ。

小杉委員

２点ございます。事前に質問を送らせていただいたのですが、シミュレーションですと人口が１５万人を切ってしまうわけですから、１５万人以下のところとの対比のほうが現実的だと考えます。それともう一点は、料金改定率１１パーセントでシミュレーションしていますが、これは４つの目標を満たすための最低のパーセントということで提示されているのでしょうか。

議長（岡村会長）

ただいまの質問はかなり市民感覚で共有されていることかと思います。事務局のほうでご回答いただけますか。

事務局（武井課長補佐兼係長）

まず1つ目の質問でございます。経営比較分析表につきましては、経営の現状及び課題を把握するためということで、総務省が公表している数値となっております。決算から抽出された数値や給水人口に基づいて比較されている指標となっております。全国統一様式によって定められているもので、基本的にはその結果に基づき現状の把握という形で掲載しておりますことから、こちらの計画につきましても、令和6年度決算の結果に基づくものを記載させていただいております。今後、人口が減少していった場合は、区分も変わっていくことになるかと存じますが、現在の最新の数値としてA2区分で比較をしているものでございます。

2つ目の11パーセント改定が最低ラインなのかということですが、実際に10パーセントでも試算を行いました。10パーセント改定の場合ですと、計画期間内は損益黒字を維持することができましたが、令和23年度に赤字となる見込みとなりました。その赤字を解消するためには、令和23年度以前に10パーセント以上の改定を行う必要があるという結果となり、改定を先送りすることになってしまうことから、11パーセントの改定を最低ラインとして提示させていただいております。

議長（岡村会長）

ありがとうございました。2番目の回答については、短い文章ですから、書いておけば市民の方も理解しやすいと思います。それから先ほど申し上げましたとおり、私の感想ですが、カタカナがたくさん出てきて、理解ができなくなるよう

なところがあります。例えばPFIでしたら、単に民間活用と言ったり、アクションプランについては実行計画と言ったり。誤解を避けたいのであればそこに英文をつけておけばよいと思うのですが。私の感想は以上です。

それでは、以上で議題（１）と（２）が終了いたしました。皆様にご協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。

7 その他

司会（川口課長）

ありがとうございました。それでは、次第の7、「その他」に入らせていただきます。今後の審議会のスケジュールについてです。資料1の2ページをご覧ください。今後の審議会につきましては、第2回が9月29日火曜日、第3回が10月23日金曜日、第4回が11月11日水曜日、第5回が12月15日火曜日、第6回が令和9年1月8日金曜日、いずれも午後2時から、場所は本日と同じ鷺宮行政センター4階会議室を予定しております。なお、次回開催通知につきましては、会議終了後に、皆様にお配りさせていただきます。ご欠席される場合につきましては、事前に事務局までご連絡いただきたいと思います。

次に届け出用紙でございます。事前にお配りしておりました、口座振込届出用紙をまだご提出いただいていない方は、事務局へご提出いただきますようお願いいたします。また、事前に個人番号入力シートを送付させていただいた委員の方につきましては、個人番号入力シートも併せて事務局へご提出いただきますようお願いいたします。

8 閉会

司会（川口課長）

それでは、閉会となります。閉会のご挨拶を、木村副会長にお願いしたいと思います。木村副会長、よろしくお願いいたします。

木村副会長

それでは閉会の挨拶をさせていただきたいと思います。委員の皆様には、大変長時間にわたりまして、審議をしていただきましてありがとうございました。皆さんの意見をいただきながら、滞りなく会議を終了することができましてありがとうございました。

司会（川口課長）

以上をもちまして、令和8年度第1回久喜市上下水道事業運営審議会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年9月9日

岡 村 宗 二

（注）特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。